

令和 2 年度

# 事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

## 令和２年度 事業報告書

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によって貸切バス業界には厳しい状況が続き、感染再拡大により依然として先行き不透明な状況で推移している。

新型コロナウイルス感染拡大とともに明けた令和２年度は、令和２年４月７日に発出された緊急事態宣言により、職員の勤務調整、巡回指導の自粛等を余儀なくされた。５月２５日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、６月中旬より感染防止に努めながら巡回指導業務を再開した。

再開後には、年度に一巡する方針を基本に巡回業務を進めたが、令和３年１月に入り再び緊急事態宣言の発出となり計画件数には届かない結果となった。

令和２年度における主な事業概要は以下のとおりである。

- ① 当センターの柱の業務である巡回指導体制整備も整ったところであったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながら業務を遂行する状況となった。このような状況の中でもできる限り計画件数を目指すとともに、今後貸切バスの運行が戻った時のためにも指導を充実させていくよう努めた。巡回指導業務の一部を委託契約している各地方バス協会についても、新型コロナウイルスの影響等があり計画件数を下回る結果となった。
- ② 負担金についても新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、最終的に約９０％の納付（令和３年３月３１日現在）となったが、未納付事業者に対しては、今後督促をして納付促進をしていく。
- ③ 事業者への啓発活動、広報活動については、昨年度に引き続き啓発メッセージ入りのエチケット袋を巡回指導時に配布し、貸切バス利用者の意識啓発を試みた。
- ④ 組織の整備については、指導員を増員し令和２年度からの毎年度１回の巡回指導体制に備えていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による負担金請求の遅れ、分納、事業者の事業廃止等により一時的な資金不足に陥り、理事会を３回開催し資金繰りの対応について協議を重ね対策を検討した。各種給付金及び助成金を申請し、給付を受け、厳しい運営状況の一部を補填した。
- ⑤ 上記の事業を推進するに当たり、評議員会を２回、理事会を４回、適正化事業諮問委員会を２回開催し、迅速な意思決定を行うことに努めた。

以上、令和２年度の事業は新型コロナウイルス感染拡大による影響が懸念される状況の中、できる限りの活動をして今後に備えることとなった。

各業務項目については、以下のとおりである。

### １ 巡回指導業務

#### （１）巡回指導

適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会等との連携を図り実施した。

巡回指導結果については、センター及び地方バス協会において1,354の事業所に巡回指導を行い、行政へ速報する重大違反案件は0件、734事業所に改善要請を行ったが、改善報告を行わない事業者が2社、改善報告に未改善事項が確認された事業者が2社あり、関東運輸局に報告した。

本年度の巡回指導実施実績及び指導項目は次表のとおり。

巡回指導実施実績数（関東運輸局管内）

| 令和2年度 | 実施計画<br>営業所数<br>(カ所) | 実施営業<br>所数<br>(カ所) | 内 訳           |      |                   |      |
|-------|----------------------|--------------------|---------------|------|-------------------|------|
|       |                      |                    | センター分<br>(カ所) |      | 地方バス協会委託分<br>(カ所) |      |
|       |                      |                    | 計画件数          | 実施件数 | 計画件数              | 実施件数 |
| 4月    | 0                    | 1                  | 0             | 0    | 0                 | 1    |
| 5月    | 0                    | 0                  | 0             | 0    | 0                 | 0    |
| 6月    | 131                  | 100                | 49            | 47   | 82                | 53   |
| 7月    | 164                  | 159                | 72            | 70   | 92                | 89   |
| 8月    | 136                  | 127                | 49            | 43   | 87                | 84   |
| 9月    | 172                  | 159                | 79            | 73   | 93                | 86   |
| 10月   | 168                  | 163                | 70            | 67   | 98                | 96   |
| 11月   | 165                  | 159                | 68            | 63   | 97                | 96   |
| 12月   | 146                  | 140                | 65            | 61   | 81                | 79   |
| 1月    | 117                  | 100                | 52            | 38   | 65                | 62   |
| 2月    | 143                  | 127                | 60            | 53   | 83                | 74   |
| 3月    | 133                  | 119                | 58            | 45   | 75                | 74   |
| 計     | 1,475                | 1,354              | 622           | 560  | 853               | 794  |

指導項目

| 区 分            | 件 数   |
|----------------|-------|
| 事業計画等          | 30    |
| 帳票類の整備・報告等     | 280   |
| 運行管理等          | 1,214 |
| 運送引受書及び営業区域・運賃 | 454   |
| 車両管理等          | 126   |
| 労働基準法等         | 118   |
| 任意保険加入         | 12    |

|             |       |
|-------------|-------|
| 苦情処理        | 1     |
| 運輸安全マネジメント等 | 1 8 7 |
| その他         | 5 2   |

(2) 適正化事業指導員の資質の維持、向上

首席指導員による内部研修を実施し資質の維持、向上を図り、資格の取得等積極的に取り組んだ。

(3) 関東運輸局、センター、地方バス協会との定例会議

関東運輸局、センター及びセンターが実施する巡回指導業務の一部を委託した地方バス協会とで、巡回指導業務の進捗状況、問題等を把握するための定例会議については、本年度はコロナウイルス感染の影響で実施を見送った。会議は実施できなかったが、電話、メール等で情報共有を図り、円滑な遂行に努めた。

また、センター、地方バス協会の指導の差異については、上記定例会議の実施を見送ったことから、引き続き差異の有無を確認し、調整を図っていく。

(巡回指導の一部業務委託先)

- ・一般社団法人東京バス協会、一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人千葉県バス協会、一般社団法人埼玉県バス協会、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人群馬県バス協会、一般社団法人栃木県バス協会、一般社団法人山梨県バス協会

## 2 負担金取扱業務

負担金については対象全事業者の約90%の納付があり、残りの未納事業者については督促を行っている。

## 3 苦情処理

本年度は、旅客からの苦情が1件寄せられた。旅客が依頼した運行全般（約束時間にバスが来ない、道に迷い目的地になかなか到着しない、事業者の対応も悪い等）についての苦情であり、事実関係の調査をした上で是正指導を行い、関係機関に情報提供を行った。

## 4 啓発活動及び広報活動

貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、昨年度に引き続き、車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し、活用していただくよう案内した。

## 5 総務業務

総務業務については、関係法令及び定款に基づいて評議員会及び理事会を開催し審議結果に基づき業務を推進したが、今年度については、コロナウイルス感染拡大の影響により会議の実施時期を大きく変更し開催した。

法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、審議結果に基づき事業を実施するよう努めた。

また、公益財団法人としての認識のものと的確に業務を遂行した。

## ○会議

令和2年度は次のとおり会議を開催した。

### (1) 評議員会、理事会の開催

#### < 1 > 評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2回)

##### 【第一回定時】令和2年8月5日(水)

- |      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 議 題  | ・「令和元年度事業報告」の報告について<br>・「令和元年度収支決算」の承認について<br>・役員(理事)の選任について |
| 報告事項 | ・令和2年度第1回理事会、第2回理事会、第3回理事会の審議内容について<br>・当面のセンターの運営について       |

##### 【第二回臨時】令和3年3月12日(金)

- |      |                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議事項 | ・令和3年度事業計画、収支予算及び資金計画等について                                                             |
| 報告事項 | ・理事会の審議内容について<br>(令和2年度第4回理事会)<br>・諸規程の一部改正について<br>・巡回指導実施状況について<br>・令和2年度負担金の納付状況について |

#### < 2 > 理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4回)

##### 【第一回】令和2年6月3日(水)

- |     |                 |
|-----|-----------------|
| 議 題 | ・当面のセンターの運営について |
|-----|-----------------|

##### 【第二回】令和2年6月24日(水)

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 議 題 | ・当面のセンターの運営について(続) |
|-----|--------------------|

##### 【第三回】令和2年7月17日(金)

- |      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 議 題  | ・令和元年度事業報告及び収支決算について<br>・役員(理事)の任期満了に伴う候補者について<br>・定時評議員会の招集について |
| 報告事項 | ・当面のセンターの運営について<br>・理事長の職務執行状況について                               |

##### 【第四回】令和3年2月26日(金)

- |     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 議 題 | ・令和3年度事業計画、収支予算及び資金計画について<br>・令和3年度負担金の額及び徴収方法について |
|-----|----------------------------------------------------|

- ・ 地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について
- ・ 諮問委員の選任について
- ・ 諸規程の改正について
- ・ 臨時評議員会の招集について
- 報告事項
  - ・ 理事長の職務執行状況について
  - ・ 巡回指導実施状況について
  - ・ 令和2年度負担金の納付状況について

## (2) 委員会の開催

適正化事業諮問委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2回)

【第一回】 令和2年7月29日(水)

議 題 ・ 令和元年度事業報告及び収支決算について

報告事項 ・ 当面のセンターの運営について

【第二回】 令和3年3月9日(火)

議 題 ・ 令和3年度事業計画、収支予算及び資金計画について

・ 令和3年度負担金の額及び徴収方法について

報告事項 ・ 諮問委員の就任について

・ 諸規程の改正について

・ 巡回指導実施状況について

・ 令和2年度負担金の納付状況について

## 6 寄附金による活動

事業者向けに「運輸安全マネジメントセミナー」、運転者向けに「運転者向け安全運転講習会」、指導員向けに研修会を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により今年度の実施は中止とした。

なお、職員の研修として過去の重大バス事故現場(軽井沢、犀川、青木湖)を訪れ、事故の状況等確認し貴重な体験を得ることができた。

## 7 当センターへの評価

主に貸切バスの事故防止を目的として発足した当センターも発足4年となり、当初巡回指導に理解を示していなかった事業者も徐々に理解を示していただけるようになり、また今まで行政には尋ねられなかったことをセンターの方に質問してくるような状況にもなっており、巡回指導を通じて事業者の安全への意識が高まりつつあると認識している。

他方、昨年2月からの新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が続いていることから、「負担金が高すぎる」、「何故負担金の減免はないのか」、「会社が潰れてしまうかどうかという時に負担金は払えない」等、非常に厳しい意見も寄せられているが、巡回指導を堅実に実施し貸切バス事業の安全を担保していけるよう努めた。

令和２年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和３年５月

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター